最終更新日：2008年5月28日

株式会社ソルクシーズ

代表取締役社長　長尾　章
問合せ先：執行役員　経営企画室長　石田　穂積　TEL:03-6722-5020
証券コード：4284
http://www.solxyz.co.jp/

当社のコーポレート･ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業価値を持続的に高めていくためにコーポレートガバナンスの充実が重要であると認識し、経営の効率性･健全性の確保および適時適切な情報開示に努めてまいります。

当社は取締役会、監査役会を設置する制度を採用しております。効率性と責任ある経営の維持という観点から、会社法の施行下においても当社の規模･業務内容には上記制度が最も適切であると判断しております。当該制度には代表取締役に実質的な権限が集中しがちであるという問題点もありますが、相互牽制機能に十分配慮した内部管理体制を採るとともに、社外監査役を極力多くし、経営チェック機能を高めるよう努めることにより、上記制度の課題を克服してまいります。

なお、平成19年11月に丸紅株式会社が当社の発行済株式の20%超を保有し、当社は筆頭株主であるSBIホールディングス株式会社と第二位株主である丸紅株式会社の両社の持分法適用会社となりましたが、両社からの役員派遣はなく、今後も経営の自主性は維持してまいります。

2．資本構成

外国人株式所有比率	10%未満

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数（株）	割合（%）
SBIホールディングス株式会社	2,820,000	21.0
丸紅株式会社	2,688,000	20.0
株式会社ソルクシーズ	1,021,583	7.6
株式会社インタートレード	600,000	4.4
長尾　章	554,774	4.1
センコンファイナンス株式会社	410,400	3.0
斉須　繁雄	301,200	2.2
中村　正	274,003	2.0
ソルクシーズ従業員持株会	253,541	1.8
日本証券金融株式会社	224,160	1.6

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	12 月
業種	サービス業
（連結）従業員数	５００人以上１０００人未満
（連結）売上高	１００億円未満
親会社	なし
連結子会社数	１０社未満

４．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制の状況

１． 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【 取締役関係 】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社では業務をよく知る者が経営に携わることで、効率的かつ責任のある経営が可能になるとの判断から、経営と執行を分離しておりません。この考えの下、業務執行には携わらず、経営だけを行う社外取締役は選任しておりません。社外取締役を置くことで期待される社会的な視点からの執行の監督機能については、社外監査役を極力充実し、客観的及び中立的な経営監視機能を発揮してもらうことで十分代替可能と判断しております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3 名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人から会計監査手続き及び監査結果の概要について報告、説明を受けるとともに、会計監査人との情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するようにしております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社は内部監査部門として社長直轄の独立組織である内部監査室を設置しております。内部監査室長は監査役に対し、当社及びグループ各社の業務･業績に係る重要な事項、職務の執行に関する法令違反･定款違反および不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実等があれば、これらを報告するとともに、監査役も必要に応じて内部監査室長に対し、報告を求めることができることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
近藤　静夫	他の会社の出身者									○
佐野　芳孝	公認会計士									○
増田　一比古	他の会社の出身者									○

※1　会社との関係についての選択項目
a　親会社出身である
b　その他の関係会社出身である
c　当該会社の大株主である
d　他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
e　他の会社の業務執行取締役、執行役等である
f　当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
g　当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h　本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i　その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
近藤　静夫	―――	システム開発業務の豊富な経験を活かした経営監視機能の発揮を期待
佐野　芳孝	―――	会計・税務に関する専門性を活かした経営監視機能の発揮を期待
増田　一比古	―――	システム開発業務の豊富な経験を活かした経営監視機能の発揮を期待

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役は、取締役会を含め、業務上の重要会議に出席し、審議・意思決定過程における監査を実施しております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は取締役に対するインセンティブ付与施策として、平成 17 年度から担当業務の業績に応じた取締役賞与制度を導入している外、当社グループの役職員を対象にしたストックオプション制度を導入し、平成 18 年 4 月に 60 万株相当分のストックオプションの第一回発行を行っています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは当社グループ（当社及び当社 100％子会社）の取締役及び社員への付与だけでなく、監査役に対しても付与しております。監査役がそのチェック機能を適正に果たすことにより、当社グループの経営の健全性が維持・強化され、ひいては中長期的に当社の企業価値向上に資するとの判断からであります。

なお、平成 18 年 4 月の第一回発行においては、既に相当数の当社株式を保有していた当社取締役会長（当時、代表取締役会長）、代表取締役社長には付与せず、その分極力広い範囲の社員に付与しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、決算短信
開示状況	その他

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び決算短信の損益計算書上に、監査役を含めた全役員の報酬の総額を役員報酬として開示しております。

【 社外取締役（社外監査役）のサポート体制 】

当社の監査役は全て社外監査役であります。その監査業務のサポートのため、監査役は内部監査室所属の職員に必要な事項を命令することが出来るようにしております。監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けません。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

業務執行については当社は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。当社は業務執行上の権限委譲のため、執行役員制を導入しておりますが、取締役への業務担当委任も行っており、経営と業務執行の分離という意味での執行役員制ではありません。

業務執行の監督については、取締役会がその役割を担っておりますが、毎月開催する取締役会以外に、円滑な業務執行とその監督のため、取締役、監査役に加え、各部門の責任者とグループ各社の役員が参加する経営会議を月 1 回開催し、取締役は各部門の責任者から業務執行状況等の報告を受けるとともに、業務執行の方針等につき執行責任者である社長が必要な指示をしております。

監査役監査については、会社法、監査役監査基準に準拠し、取締役の職務の執行を監査する目的の下、監査役会が定めた方針、計画に従い、監査役は取締役会その他重要な会議に出席する外、業務及び財産の状況の調査、計算書類及び附属明細書に関する検討、取締役の競業取引、会社との利益相反取引等の調査を行い、その結果を取締役会に対して報告しています。
監査業務を効率的に遂行するため、監査役は内部監査室所属の職員に必要な事項を命令することが出来るようにしております。
監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けません。
会計監査については、当社はあずさ監査法人に委任しております。公認会計士は鳥居明氏（平成 17 年から当社を担当）と山田眞之助氏（平成 18 年から当社を担当）であり、補助者は、公認会計士 2 名、その他 7 名であります。なお、会計監査人である監査法人及びその業務執行社員等と当社の間には、利害関係はありません。
指名・報酬の決定については、取締役会に社長が議案を提案し、取締役会において審議、決定しております。社長自らの指名や報酬の決定については審議に参加しないようにしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1． 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 12 月決算とすることで、総会は 3 月に開催しております。これにより、総会の集中する 6 月開催を避け、株主の可及的多数の参加が可能なように努めております。

2．IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
ＩＲ資料のホームページ掲載	なし	トップメッセージ、事業説明、決算短信、決算短信補足資料、有価証券報告書、投資家向け説明会資料、報告書、適時開示資料、株式情報、Ｑ＆Ａ等を投資家向け情報として当社ホームページに掲載しております。
ＩＲに関する部署（担当者）の設置	—	経営企画室を IR 担当部署として、IR 担当役員および IR 事務連絡責任者を設置しております。

3． ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主に対しては、株主総会における事業報告と質疑、年 2 回送付する報告書、当社ホームページ上に設けた「投資家の皆様へ」のページ等において、直近の業績や経営施策、現在の経営戦略等を極力分かりやすく説明しております。又、電話やメール等での問合せに対しても、開示している範囲内において説明しております。 取引銀行等の債権者や大口取引先に対しては、決算発表のタイミング等で業績や今後の経営戦略等を説明しております。 社員に対しては、適宜のタイミングで社内通信手段や職制を通じ、経営の状況や戦略を周知徹底するとともに、年 1 回、全社員を対象に、事業計画発表会を開催し、全社目標、各部門目標、具体的な施策等を周知徹底しております。

取引銀行等の債権者や大口取引先に対しては、決算発表のタイミング等で業績や経営戦略等を説明しております。

社員に対しては、適宜のタイミングで社内通信手段や職制を通じ、経営の状況や戦略を周知徹底するとともに、年１回、全社員を対象に、事業計画発表会を開催し、全社目標、各部門目標、具体的な施策等を周知徹底しております。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方は次のとおりです。

内部統制システムはコーポレートガバナンスを向上し、企業価値を高めるための基盤として重要であり、その整備に努めてまいります。その中核はコンプライアンス体制とリスク管理体制であり、いずれも企業が中長期的に健全に成長していくためには極めて重要であると認識しております。

これらの効果的な推進には役職員に対する教育や基本方針の制定、社内諸規程の整備等は不可欠ですが、当社では事業部門と管理部門、内部監査室とそれ以外、取締役と監査役のような組織・機関間の相互牽制が基本的に重要であるとの認識に立ち、組織や社内規程等を設計する上で、これらの相互牽制が十分機能するように配慮しております。

一方で、こういった内部統制システム構築は業務上の効率性追求とバランスがとれたものである必要があります。当社では当社の業務内容や規模に相応しい体制や仕組みにより、内部統制システムの構築を推進いたします。

2．内部統制システムの整備状況は以下の通りです。

(1) 当社は管理本部とそれ以外の業務部門を組織的に明確に分離し、業務部門のバックオフィスである業務管理機能を管理本部内に設けることで、受発注等の業務処理の厳正化を図っております。又、管理本部内の総務、経理、財務及び業務管理の各機能についても部又はグループとして組織的に分離し、これらの各機能間の相互牽制が適正かつ合理的に働くように組織運営しております。

(2) 社内規程としては組織的な牽制が十分機能するように設計された組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定めております。さらに社長直轄の独立組織として設置した内部監査室により、法令・社内規程の遵守状況等につき、内部監査を実施し、処理の適正化と内部牽制の有効性確保のため、具体的な助言・勧告を行なっております。

(3) 社内情報資産の適切な管理のため、当社は全業務を対象にISMS認証を取得しており、ISMS委員会において社内情報資産の管理状況につき毎月レビューし、問題があればその改善指示と対応状況のフォローを行っております。なお、平成19年4月に情報管理レベルを更に引き上げるため、主な子会社2社を含めたグループとしてISO27001を認証基準とするISMS認証を取得するとともに、平成19年8月には個人情報保護方針を新たに定め、その遵守の徹底を図っております。

(4) 平成18年5月に当社取締役会で決議した内部統制システム構築の基本方針に沿い、コンプライアンス担当取締役とリスク管理担当取締役を任命しております。

コンプライアンス対応策としては、平成18年12月にコンプライアンス基本方針および企業行動基準を制定してグループの方針を明

確化・具体化し、これらをグループの役職員全員が参加する毎年年初の事業計画発表会において説明するなどによりその趣旨の周知徹底を図っております。

また、リスク管理につきましては、関係規程の整備を経て、平成 18 年 12 月にリスク管理委員会を立ち上げ、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を目的としたこれまでの「全社危機対策委員会」(「リスク管理委員会」に吸収)の活動に加え、個々のリスクに対応した規程・マニュアル、管理体制を前提に、全社的なリスク管理体制の整備、問題点の把握、体制の適切性に関するレビュー等の活動を行っております。

(5) 財務報告に関わる内部統制システムの整備につきましては、平成 19 年 1 月に専任組織として内部統制推進室を設置し、同室を中心に平成 21 年度からの適用を目指し、その準備を行っております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

――――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の取締役会は、経営に関する重要事項の審議・決定及び業務執行の監督を行なう機関として原則月 1 回開催しておりますが、スリムな取締役、監査役の構成のメリットを活かし、これ以外にも臨時の取締役会を適宜開催し、緊急の課題に対し、タイムリーかつ迅速な意思決定が可能なように運営しております。又、取締役、監査役に加え、執行役員、本部長等が参加する経営会議を月 1 回開催し、業務執行状況等の報告を受けております。

【 参考資料：模式図 】

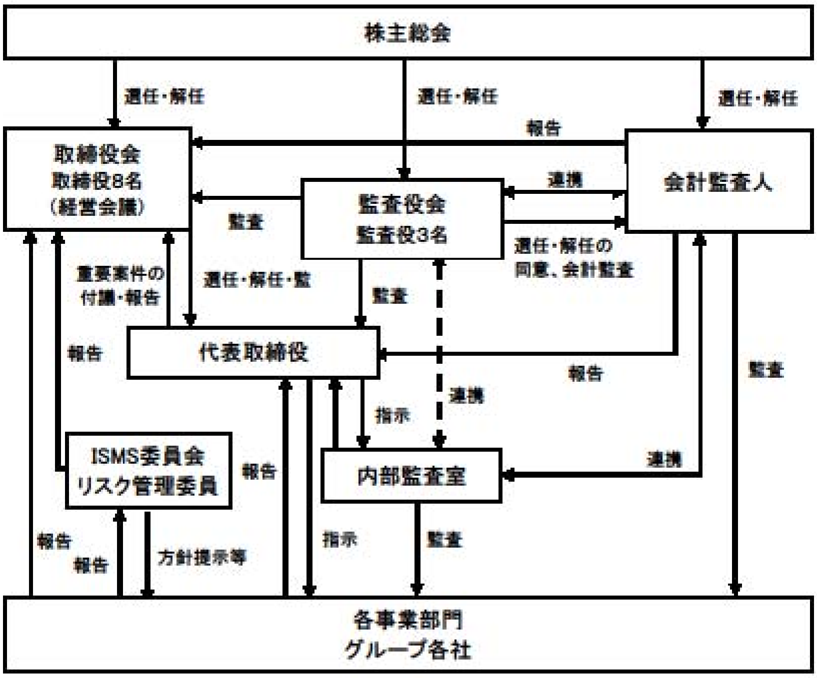
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
報告
取締役会
取締役8名
（経営会議）
監査役会
監査役3名
会計監査人
連携
監査
選任・解任の
同意、会計監査
重要案件の
付議・報告
選任・解任・監
監査
代表取締役
報告
報告
監査
連携
指示
ISMS委員会
リスク管理委員
報告
内部監査室
連携
報告
報告
方針提示等
指示
監査
各事業部門
グループ各社